

柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編) 修正(案)の概要

柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)修正(案)の概要

※柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)は、福島第一原子力発電所事故の教訓とその時点での国等の検討状況を踏まえ、原子力災害対策の広域展開を初めて考慮した第一回目の修正を平成24年10月1日に実施した。
※新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)は、国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、平成26年3月25日開催の県防災会議で修正された。
※今回の柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の修正は、第一回目の修正以降において改正が重ねられた原子力災害対策指針の内容と、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正を受け、その整合性と原子力災害対策の充実及び強化を図ることを目的に実施するものである。

○主な修正点	ページ番号
1. 計画の基礎とするべき災害の想定に「過酷事故」を明記【第1章第5節】	……3
2. 緊急時の意思決定のための基準(EAL、OIL)に関する内容【第1章第6節】	……4
3. 発電所の状態に基づいた緊急事態の区分の設定【第1章第7節】	……5
4. 広域的相互応援体制の強化・促進【第2章第5節】	……6
5. 民間事業者の協力を考慮した災害応急対策等への備え【第2章第5節】	……7
6. 実践的な原子力防災訓練の実施【第2章第9節】	……8
7. 緊急時モニタリング体制【第2章第4節】【第2章第10節】【第3章第4節】	……9
8. 安定ヨウ素剤の事前配布体制等の整備【第2章第11節】	……10
9. スクリーニング及び除染体制の整備【第2章第11節】	……11
10. 放射線防護機能を有する施設等の整備【第2章第12節】	……12
11. 園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しルールの定め【第2章第12節】【第3章第6節】	……13
12. 家庭動物の同行避難【第2章第12節】【第3章第6節】	……14
13. 広域避難体制の強化【第2章第13節】【第3章第6節】	……15
14. 災害対策本部等の設置基準の強化【第3章第1節】【第3章第2節】	……16
15. 緊急事態の区分に応じた防護対策等の実施【第3章第2節】【第3章第6節】	……17
16. コミュニティセンターを核とした情報提供の強化【第3章第5節】	……18
17. 施設敷地緊急事態要避難者に対する先行避難【第3章第6節】	……19
18. 安定ヨウ素剤の予防服用の指示【第3章第8節】	……20
19. 原子力災害中長期対策を踏まえた修正【第5章第8節】	……21

1. 計画の基礎とするべき災害の想定に「過酷事故」を明記

第1章 総則

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

現行 要旨

計画の基礎とするべき災害は、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する。



修正 案要旨

計画の基礎とするべき災害は、発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態が過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。

⇒過酷事故を明記することで、放出後のみの対策だけではなく、発電所の事故事象の進行を考慮した原子力災害対策の実効を図る。

3

2. 緊急時の意思決定のための基準(EAL、OIL)に関する内容

第1章 総則

第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

現行 要旨

即時避難区域(PAZ)、避難準備区域(UPZ)における原子力災害対策の考え方の根拠については定めていない。



修正 案要旨

・即時避難区域(PAZ)は、放射性物質の環境への放出前の段階から、発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準(以下「EAL」という。)を踏まえ予防的防護措置を準備、実施する。
・避難準備区域(UPZ)は、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)の考え方に基づき屋内退避や避難を準備、実施する。ただし、必要に応じて線量率の予測結果も考慮する。

⇒即時避難区域(PAZ)避難準備区域(UPZ)毎の原子力災害対策の考え方の違いを明記し、それぞれの応急対策を計画、実施する。

4

3. 発電所の状態に基づいた緊急事態の区分の明記

第1章 総則 第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分の設定

現行 要旨

発電所の状況に応じた緊急事態の区分はしていない。



修正 案要旨

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 警戒事態 2 施設敷地緊急事態 3 全面緊急事態

⇒緊急事態区分毎に関係者が共通の認識に基づき原子力災害対策を計画・実施することでより実効性を高める。なお、この緊急事態の区分は、事業者防災業務計画と整合性を考慮している。

5

4. 広域的相互応援体制の強化・促進

第2章 原子力災害事前対策 第5節 緊急事態応急体制の整備

現行 要旨

市は、全国原子力発電所所在市町村協議会で締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定（以下「原子力災害時相互応援協定」という。）」のほか、関係市町村間及び関係機関と締結している相互応援協定を、原子力災害時においても活用する。



修正 案要旨

市は、県及び国と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に他の市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

⇒広域避難を想定し、他の市町村との応援体制の強化を図るとともに、必要な支援体制について整理する。

6

5. 民間事業者の協力を考慮した災害応急対策等への備え

第2章 原子力災害事前対策 第5節 緊急事態応急体制の整備

現行 要旨

民間企業との連携については定めがない。
(市計画に記載なし)



修正 案要旨

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

⇒市、県、国及び関係機関だけでは対応できない事案を想定し、積極的に民間企業との連携を強化する。

7

6. 実践的な原子力防災訓練の実施

第2章 原子力災害事前対策 第9節 原子力防災訓練

現行 要旨

市は、県、国、関係市町村、その他関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。



修正 案要旨

訓練の実施に当たっては、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断試す訓練等工夫を施し、より実践的なものとなるよう努める。

⇒より実践的な原子力防災訓練を実施することで、原子力災害対策の実効性を図る。

8

7. 緊急時モニタリング体制

第2章 原子力災害事前対策

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

第10節 緊急時モニタリング体制

第3章 緊急事態応急対策 第4節 緊急時モニタリング等

現行 要旨

旧原子力安全委員会による「環境放射線モニタリング指針」に示された内容に基づく記載。

修正 案要旨

原子力災害対策指針に基づき、国が緊急時モニタリングセンターを統括し、地方公共団体及び原子力事業者が連携し「緊急時モニタリング」を実施する。緊急時モニタリング実施計画の基礎となる緊急時モニタリング計画は県が策定する。

⇒緊急時モニタリングは、国が統括し、その初動は県が対応することとされ、その体制について明記するとともに地方放射線モニタリング対策官との連携も考慮する。

⇒緊急時モニタリングの結果は、OILに基づく防護措置の判断根拠等として使用される。

9

8. 安定ヨウ素剤の事前配布体制等の整備

第2章 原子力災害事前対策 第11節 緊急被ばく医療体制

現行 要旨

安定ヨウ素剤の事前配布体制等についての定めがない。

修正 案要旨

原子力災害対策指針を踏まえ、県の指導のもと即時避難区域(PAZ)内及び即時避難区域(PAZ)外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。

⇒安定ヨウ素剤については、これまで分散備蓄体制が定められていたが、原子力災害対策指針を踏まえ、事前配布体制及び緊急時配布体制の整備について明記する。

⇒具体については新潟県広域避難対策等検討ワーキングチームで検討中。

10

9. スクリーニング及び除染体制の整備

第2章 原子力災害事前対策 第11節 緊急被ばく医療体制

現行 要旨

スクリーニング等の体制整備実施者が不明確。



修 正 案 要 旨

県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民に対してスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。

⇒広域避難を想定し、スクリーニング及び除染の実施主体が県であることを定める。

11

10. 放射線防護機能を有する施設等の整備

第2章 原子力災害事前対策 第12節 避難・屋内退避実施体制の整備

現行 要旨

避難が困難なことを想定した屋内退避施設の整備については言及していない。



修 正 案 要 旨

県及び国と協力し、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ないことを想定し、放射線防護機能を有する施設等の整備を検討する。

⇒福島事故の教訓を踏まえ、避難指示下において、容易に避難することが困難な避難者に対する防護措置を検討する。

12

11. 園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しルールのだめ

第2章 原子力災害事前対策 第12節 避難・屋内退避実施体制の整備

第3章 緊急事態応急対策 第6節 避難・屋内退避等の防護措置

現行 要旨

学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定した行動計画の策定を求めているのみ。保護者への生徒等の受け渡しに関する定めはない。



修 正 案 要 旨

子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等施設との連絡及び連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

⇒学校等の防護対策については、市の支援の下、各施設毎に避難・屋内退避の計画を策定する。実際の防護措置を実施するまでの間、生徒等を保護者へ引き渡すこととはじめ、生徒等の移送等に係る取り決めを定める必要がある。

なお、学校等施設に必要とされる支援内容については、引き続き管理者等と協議しなければならない。

13

12. 家庭動物の同行避難

第2章 原子力災害事前対策 第12節 避難・屋内退避実施体制の整備

第3章 緊急事態応急対策 第6節 避難・屋内退避等の防護措置

現行 要旨

家庭動物の避難等については定めがない。



修 正 案 要 旨

・飼い主による家庭動物との同行避難を明記。
・受入可能市町村等の協力のもと、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

⇒災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省)に基づき、家庭動物※は飼い主責任による同行避難を原則とし、個人での対応に限界があることに備え、行政による支援体制を整備する。

※家庭動物=愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

14

13. 広域避難体制の強化

第2章 原子力災害事前対策 第13節 広域避難体制の整備 第3章 緊急事態応急対策 第6節 避難・屋内退避等の防護措置

現行 要旨

広域避難の実施を定めているが、市、受入可能市町村、県及び関係機関の役割まで定めていない。

修正案 要旨

- ・広域避難が必要となる場合に備え、県の調整のもと選定された県内受入可能市町村と協議し、広域一時滞在に必要な避難所をその施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定する。
- ・受入可能市町村は、県と連携し、緊急時に避難者に対応するためのあらかじめ指定した避難所を開設する。
- ・災害対策本部と受入可能市町村との連絡調整のため、受入可能市町村に職員を派遣する。

⇒職員による広域避難先遣隊を受入可能市町村に派遣し、避難者の受入準備や避難所における避難者状況等を災害対策本部に報告する。
⇒広域避難の実施に係る詳細については、引き続き県及び関係市町村と協議する。

15

14. 災害対策本部等の設置基準の強化

第3章 緊急事態応急対策 第1節 災害対策本部等の組織及び運営 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

現行 要旨

地震等自然災害に対する警戒活動はこれまで定めておらず、柏崎市地域防災計画(震災対策編)に準じた内容だった。

修正案 要旨

- 原子力災害対策指針の改定及び国の原子力災害対策マニュアルの改訂を受け、地震の発生や、大津波警報の発令時における対策本部等の設置について新たに盛り込む。
- ・本市又は刈羽村で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合、情報収集事態とし、市は警戒本部を設置し、連絡体制の確立等の必要な体制を構築する。
 - ・県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、又は、県内で大津波警報が発令された場合、警戒事態とし、市は警戒本部を設置する。

⇒これまで発電所の事象の進展に伴い対策本部等が設置されてきたが、自然災害現象に伴う市の活動体制の整備を図るもの。

16

15. 緊急事態の区分に応じた防護対策等の実施

第3章 緊急事態応急対策

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第6節 避難・屋内退避等の防護措置

現行 要旨

未満事象、特定事象の発生に応じた連絡体制と防護対策

修正 案要旨

- ・警戒事態発生情報等の通報・連絡
- ・施設敷地緊急事態発生情報等の通報・連絡
- ・全面緊急事態における通報・連絡
について、独立して記載。

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、緊急事態等の状況に応じ、避難・屋内退避等の防護措置を講ずる。

⇒警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の緊急事態区分に応じた連絡体制と防護対策について整理。

17

16. コミュニティセンターを核とした情報提供の強化

第3章 緊急事態応急対策 第5節 住民等への的確な情報伝達活動

現行 要旨

コミュニティセンターを活用し、自主防災組織等へ情報提供に努める。

修正 案要旨

コミュニティセンターを災害時の地域情報集積地として位置付け、必要に応じ職員を派遣し、災害対策本部や地域からの情報收受及びその伝達のほか、自主防災組織等への情報提供に努める。

⇒住民等への情報伝達は、多重化・多様化を図るが、災害対策本部等と地域との確実な情報及び指示伝達に資するため、職員による緊急時地区派遣隊を全てのコミュニティセンターに派遣する。移動型無線機を携帯した緊急時地区派遣隊員は、災害対策本部等の決定事項等を自主防災組織等に伝達し、コミュニティの状況を災害対策本部等に報告する。

18

17. 施設敷地緊急事態要避難者に対する先行避難

第3章 緊急事態応急対策 第6節 避難・屋内退避等の防護措置

現行 要旨

即時避難区域(PAZ)の住民等に対する避難指示は一律に指示。

修正案 要旨

- ・「施設敷地緊急事態要避難者」
⇒避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。
 - ・施設敷地緊急事態要避難者に対する避難措置は、警戒事態で避難準備、施設敷地緊急事態で避難指示を行う。なお、これ以外の住民等に対する避難指示は全面緊急事態で実施する。
- ⇒即時避難区域(PAZ)は、原則すべての住民等が避難を実施する。その際、円滑な避難・誘導の実施のため、施設敷地緊急事態要避難者に係る防護措置を先行する。

19

18. 安定ヨウ素剤の予防服用の指示

第3章 緊急事態応急対策 第8節 緊急被ばく医療の実施

現行 要旨

安定ヨウ素剤等服用の指示
県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の指示又は指導・助言があった場合、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。
なお、緊急の場合、県は、医師の意見を聞いて服用を指示する。

修正案 要旨

安定ヨウ素剤の予防服用

- 市は、県、医療機関等と連携し、原子力規制委員会の判断を踏まえた原子力災害対策本部の指示に基づき、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。
- (1)事前配布された安定ヨウ素剤の服用
市は、県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、原子力災害対策本部の指示に基づき、安定ヨウ素剤の服用を指示する。
 - (2)緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示
市は、原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。
 - (3)事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断を得ることができないなどのとき、市は、独自の判断により安定ヨウ素剤の服用を指示する。

⇒原子力災害対策本部の安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて行うこととされている。

20

第5章 原子力災害中長期対策 第8節 被災者等の生活再建等の支援

現行
要旨

原子力災害が中長期化した際の生活再建に関する内容がなかった。



修正
案要旨

県、国及び関係団体等と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

⇒福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害が長期化することを想定し、事故収束後における行政の役割についても検討する。